

2011 年 5 月 10 日 全 7 頁

震災に伴う東証の対応

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

上場審査基準・上場廃止基準の特例、売買単位集約の延期など

[要約]

- 2011 年 4 月 28 日、東証は、東日本大震災に伴う上場審査基準・上場廃止基準の特例を定める規則改正案を公表した。
- 具体的には、①上場審査に当たって「利益の額」基準は、東日本大震災による特別損失を除外して判断する、②上場廃止基準について、東日本大震災による特別損失の発生に起因して債務超過となった場合は、上場廃止までの猶予期間を 2 年間（本来は 1 年間）とする、③東日本大震災による一時的に事業活動を停止していると認められる場合は上場廃止基準に該当しないことを明確化する、などが盛り込まれている。
- 同時に、東証は他の取引所と共同で、上場株式の売買単位を 100 株と 1000 株に集約する時期について、当面延期することも発表している（本来は、2012 年 4 月を目標（仮）としていた）。

1. 東証による上場規程等の見直し

○2011 年 4 月 28 日、東証は『東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた有価証券上場規程等の一部改正について』¹（以下、上場規程等改正案という）を発表した。これは 4 月 15 日に東証が発表した『東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援等に向けた東証の対応方針』²を踏まえて、有価証券上場規程等の改正（案）を示したものである。

○具体的には、次のような内容が盛り込まれている。

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 上場審査基準等の特例……純資産の額、利益の額、監査意見の取扱い |
| (2) 上場廃止基準等の特例……債務超過、事業活動の停止の取扱い |
| (3) 上場審査料の特例 |

○東証では、これらの改正（案）を 2011 年 6 月 1 日から施行することを予定している（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程改正付則 1 項）。

¹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/comment/index.html>）に掲載されている。

² 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/09/110415_a.html）に掲載されている。

○なお、これらのうち、債務超過に関する上場廃止基準等の特例については、2011 年 3 月 11 日（即ち、東日本大震災の日）以後の日を事業年度の末日とするものから適用することが予定されている（同 2 項）。

(1) 上場審査基準等の特例

○金融商品取引所に自社が発行する株式を上場するためには、その取引所が定める一定の基準を満たす必要がある。この基準は通常、上場審査基準と呼ばれている。

○東証は、今回の上場規程等改正案において、東日本大震災に被災した企業などによる上場申請に対する上場審査基準の取扱いについて、次のような特例を設けることを予定している。

(イ) 「純資産の額」

○内国会社が、東証本則市場（市場第一部、市場第二部のこと）に上場するためには、本来、新規上場申請日の直前事業年度末における純資産額が 10 億円以上であることが要求されている（東証有価証券上場規程 205 条 5 号）。

○今回の上場規程等改正案では、東日本大震災に起因する特別損失により、直前事業年度末の純資産の額が 10 億円未満となっている新規上場申請者について、新規上場申請に係る公募による調達見込額を加算した額が 10 億円以上となる見込みがあれば足りることとされている（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程 708 条 1 項）。

○つまり、被災企業等の新規上場については、いわゆる IPO 時のファイナンスによる調達見込額も加味して、「純資産の額」基準を満たすか否かの判定を行うことが想定されている。

○なお、一部指定基準（東証二部上場会社が、市場第一部に指定されるための基準）や市場変更基準（東証マザーズ上場会社が、本則市場に上場先を変更するための基準）についても、同様の取扱いが定められている（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程 709 条 1 項、711 条）。

(ロ) 「利益の額」

○内国会社が、東証本則市場（市場第一部、市場第二部のこと）に上場するためには、本来、次のいずれかに該当することが要求されている（東証有価証券上場規程 205 条 6 号）。

- a 最近 2 年間（……中略……）における利益の額が、最初の 1 年間は 1 億円以上、最近の 1 年間は 4 億円以上であること
- b 最近 3 年間における利益の額が、最初の 1 年間は 1 億円以上、最近の 1 年間は 4 億円以上であり、かつ、最近 3 年間の利益の額の総額が 6 億円以上であること
- c 上場日における時価総額が 1,000 億円以上となる見込みがあること。ただし、最近 1 年間における売上高が 100 億円未満である場合を除く。

○これらのうち、a、b が、いわゆる「利益の額」基準である。

○今回の上場規程等改正案では、審査対象となる「利益の額」からは東日本大震災に起因する特別損失を除外して、基準に該当するか否かを判断するものとされている（上場規程等改正案による東証

有価証券上場規程 708 条 2 項、東証有価証券上場規程施行規則 720 条 2 項）。

○これは、被災企業等の新規上場について、東日本大震災によって生じた一時的な影響を排除して審査を行う趣旨だと考えられる。

○なお、一部指定基準や市場変更基準についても、同様の取扱いが定められている（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程 709 条 2 項、711 条、東証有価証券上場規程施行規則 721 条 2 項）。

(ハ) 監査意見の取扱い

○内国会社が、東証本則市場（市場第一部、市場第二部のこと）に上場するためには、本来、最近 1 年間の財務諸表等の監査報告書・四半期レビュー報告書に「無限定適正意見」・「無限定の結論」³が記載されていることが、原則として要求されている（東証有価証券上場規程 205 条 7 号 c）。マザーズ市場への上場についても、基本的に同様である⁴（同 212 条 6 号 b）。

○今回の上場規程等改正案では、「無限定適正意見」等が記載されていなくても、東日本大震災に起因して「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合であれば、基準を充足したものと取扱うこととされている（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程 708 条 3 項、東証有価証券上場規程施行規則 720 条 3、4 項）。

(2) 上場廃止基準等の特例

○金融商品取引所は、自市場に上場している株式等が、その取引所が定める一定の基準に抵触した場合、その上場を廃止することと定めている。この基準は通常、上場廃止基準と呼ばれている。

○東証は、今回の上場規程等改正案において、東日本大震災に被災した上場企業などに対する上場廃止基準の取扱いについて、次のような特例を設けることを予定している。

(イ) 債務超過

○上場会社が、その事業年度末に債務超過の状態に陥った場合、1 年以内に債務超過の状態を解消できなければ、原則、上場廃止となる（東証有価証券上場規程 601 条 1 項 5 号、603 条 1 項 3 号）。

○今回の上場規程等改正案では、東日本大震災に起因する特別損失の発生により、その特別損失の発生した事業年度末に債務超過の状態となった上場会社については、（1 年以内ではなく）2 年以内に債務超過の状態を解消できなかった場合に上場廃止とすることと定めている（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程 712 条、713 条）。

○つまり、債務超過となった場合の上場廃止までの猶予期間を、東日本大震災の被災企業等については 1 年間から 2 年間に延長することを予定している。

³ 特定事業会社（銀行、保険会社など）は、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。

⁴ マザーズ市場の場合、厳密には、監査報告書及び中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」又は「無限定の結論」が記載されていることとされている。

- なお、今回の上場規程等改正案は、債務超過に関する指定替え基準（市場第一部から市場第二部に指定替えされる（いわゆる「降格」）基準）についても、1年間の猶予期間を設けている。
- 本来、市場第一部上場会社が、事業年度末に債務超過となった場合、原則、市場第二部に指定替えが行われることとなる（東証有価証券上場規程 311 条 1 項 5 号）。
- 今回の上場規程等改正案では、東日本大震災に起因する特別損失の発生により、その特別損失の発生した事業年度末に債務超過の状態となった市場第一部上場会社については、1年以内に債務超過の状態を解消できれば市場第二部への指定替えは行わないこととされている（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程 710 条）。

(d) 事業活動の停止

- 上場会社が、その事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合、その上場会社は上場廃止となる（東証有価証券上場規程 601 条 1 項 8 号、603 条 1 項 6 号）。
- 今回の上場規程等改正案では、上場廃止基準における「事業活動の停止」には、「天災地変等により一時的に事業活動が停止された」と東証が認める場合は含まれないことが明示されている（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程施行規則 601 条 7 項 1 号）。
- つまり、東日本大震災の被災企業が、震災の影響で一時的に事業活動の停止を余儀なくされているような場合、その事実のみで上場廃止基準に抵触することはないことが明確化されている。

(3) 上場審査料の特例

- 東証市場への新規上場申請者は、東証に上場審査料を支払うことが求められている（東証有価証券上場規程 702 条）。
- 今回の上場規程等改正案では、新規上場申請（又は予備申請）を行ったものの、東日本大震災により上場承認に至らなかった者が、3年以内に再び新規上場申請（又は予備申請）を行うときは、上場審査料を無料とすることを予定している（上場規程等改正案による東証有価証券上場規程施行規則 703 条の 2）。

2. 売買単位の集約時期の当面延期

- 前記 1. の上場規程等改正案と同じ 2011 年 4 月 28 日、全国証券取引所（東証、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所）は、『売買単位の 100 株と 1000 株への移行期間の延期について』⁵を発表している。これは東証をはじめとするわが国の取引所が共同で進める、上場株式の売買単位の集約に向けた計画を、東日本大震災の影響を踏まえて、当面延期するというものである。

⁵ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/09/110428_a.html）に掲載されている。

- 全国証券取引所による上場株式の売買単位の集約に向けた計画は、2007 年 11 月に発表した『売買単位の集約に向けた行動計画』⁶がベースとなっている。具体的には、この中で、わが国の上場会社の売買単位を 100 株に統一することを最終的な目標に設定した上で、その前段階として、**2012 年 4 月を仮の目標時期**に、上場会社の売買単位を 100 株と 1,000 株の 2 種類に集約する方針が示されていた。
- これを受けて、各取引所において、目標に向けた取組みがこれまで行われてきた⁷。また、単元株式数の見直しなどを実施する上場会社も徐々に増加しつつあった⁸。ところが、東日本大震災により広範な上場会社の企業活動などに大きな影響が生じたため、これまで進められてきた売買単位の集約に向けたスケジュールを**当面延期**するというのが、今回の全国証券取引所による発表の内容である。
- 取引所規則上、上場会社の売買単位は、原則、その単元株式数と定められている（東証業務規程 15 条 1 号 a）。そのため、売買単位の変更には単元株式制度の採用や単元株式数の変更が必要であり、会社によっては株主総会決議が必要となる場合がある（会社法 188 条、191 条など参照）。こうした会社の場合、当初の目標時期（仮）である 2012 年 4 月までに売買単位の集約を実現するためには、2011 年度中に株主総会で所要の定款変更手続などを完了させる必要があるが、震災の影響で上場会社の中には対応が困難となるものも出てくる可能性がある。そうした事情に配慮して、今回の「当面延期」の判断が下されたものと考えられる。
- ただし、今回の「延期」は、あくまでも震災の影響を踏まえた対応であり、売買単位の集約それ自体が撤回・変更される訳ではない。前述の全国証券取引所による『売買単位の 100 株と 1000 株への移行期間の延期について』の中でも、上場会社に対して「可能な範囲で、引き続き、各社のそれぞれのご事情を踏まえ、売買単位の集約に向けたご検討及びご協力」を要請している。
- なお、上場会社の売買単位を 100 株と 1,000 株の 2 種類に集約する（最終的な）時期については、「震災の影響等を慎重に見極めた上で、本年秋を目途に改めて検討」（同前）することとされている。

3. その他

- 以上のほか、東証がこれまでに発表した主な震災対応の取組みとしては、次のものが挙げられる。

【決算発表関連】

- ①決算短信等の開示時期の柔軟化（2011 年 3 月 18 日付『東日本大震災を踏まえた決算発表等に関する取扱いについて』⁹）
- ◇東日本大震災により速やかに決算の内容を把握・開示することが困難な場合、決算内容が確定できたところで開示すればよい（注 1）。

⁶ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/b7gje60000005zkl-att/keikaku.pdf>）に掲載されている。なお、拙稿「売買単位は 100 株に統一」（2007 年 11 月 30 日付レポート）も参照。

⁷ 例えば、東証は、2008 年 4 月から新規上場会社について、原則、売買単位を 100 株とすることなどを求める有価証券上場規程等の改正を実施したほか（拙稿「新規上場・単元変更は 100 株に統一（規則改正）」（2008 年 3 月 31 日付レポート）参照）、2010 年 11 月にも「売買単位の集約及び適時開示の徹底へのご協力をお願い」を上場会社の代表者に対して通知し、売買単位の集約への協力の要請を行っていた（http://www.tse.or.jp/news/09/101124_a.html）。

⁸ 実施会社の状況等について、東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/unit.html>）に掲載されている。

⁹ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/07/110318_e.html）に掲載されている。

②業績予想の開示の取扱い（同前）

◇東日本大震災により業績の見通しを立てることが困難な場合、決算短信・四半期決算短信において、業績予想の開示は不要。

【上場廃止基準関連】

①有価証券報告書等の提出遅延の取扱い（2011 年 3 月 18 日付『東日本大震災を踏まえた決算発表等に関する取扱いについて』）

◇東日本大震災に伴う有価証券報告書等の提出期限の特例措置¹⁰の適用を受けた上場会社に対しては、本来の提出期限ではなく、政令で定める期限（特例措置により実質的に延期された期限）に基づいて、有価証券報告書等の提出遅延に関する上場廃止基準の適用を判断する（注2）。

②監査報告書等における意見不表明等の取扱い（同前）

◇東日本大震災により、上場会社の監査報告書等において意見不表明等が記載されることになっても、監理銘柄指定・上場廃止の対象とはならない。

③時価総額基準（注3）の取扱い（2011 年 4 月 5 日付『東日本大震災により被災した上場会社に対する時価総額基準等の適用について』¹¹）

◇被災した上場会社が、時価総額に関する上場廃止基準に抵触した場合、2011 年 12 月までに事業計画の改善などを記載した所定の書面を提出すれば、時価総額の回復を判定する猶予期間は 2012 年 6 月末までとする（注4）。

【震災復興支援商品の上場関連】

◇復興関連 E T F の上場推進（2011 年 4 月 15 日付『東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援に向けた東証の対応方針』¹²）

◇復興関連 R E I T の上場推進（同前）

◇復興関連新商品の開発支援（同前）

【その他】

◇被災状況等についての情報開示を上場会社に対して要請（2011 年 3 月 14 日付『東日本大震災に係る被災状況等の適切な開示等に係るお願い』¹³）。

◇東日本大震災の影響で定時株主総会の開催日程が延期され、それに伴って配当等の基準日が変更される可能性があることの周知（注5）（2011 年 3 月 25 日付『平成 23 年 3 月期末の配当その他の権利落ちについて』¹⁴）

（注1）同時に、東日本大震災により決算発表が大幅に遅れる場合には、その旨（開示時期の見込みが立つようであればあわせてその旨）を開示することが要請されている。

（注2）東証はウェブサイト上（<http://www.tse.or.jp/listing/tyu-limit/index.html>）で有価証券報告書等の提出期限の延長が認められている会社の一覧を公表している。

（注3）時価総額に関する指定替え基準、マザーズ市場における株価に関する上場廃止基準についても同様の取扱いがなされている。

（注4）本来、時価総額に関する上場廃止基準に抵触した場合、基準抵触後 3 ヶ月以内に時価総額が一定の水準に回復しない限り、上場

¹⁰ 詳細は、吉井一洋「震災に伴う会計・会社法上の措置」（2011 年 4 月 8 日付レポート）など参照。

¹¹ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/10/110405_c.html）に掲載されている。

¹² 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/09/110415_a.html）に掲載されている。

¹³ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/07/110314_e.html）に掲載されている。

¹⁴ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/news/20/110325_b.html）に掲載されている。なお、吉井一洋「震災に伴う会計・会社法上の措置」（2011 年 4 月 8 日付レポート）なども参照。

廃止となる（東証有価証券上場規程 601 条 1 項 4 号 a、603 条 1 項 5 号 a）。事業計画の改善などを記載した所定の書面を提出すれば、此時価総額の回復を判定する猶予期間は 3 ヶ月ではなく 9 ヶ月となる（同前）。

（注 5）法務省の 2011 年 3 月 26 日付『定時株主総会の開催時期について』及び同 29 日付『定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて』の公表を受けたもの。なお、東証はウェブサイト上（http://www.tse.or.jp/news/07/110425_a.html）で定時株主総会の延期を発表した会社の一覧を配当の有無なども含めて公表している。